

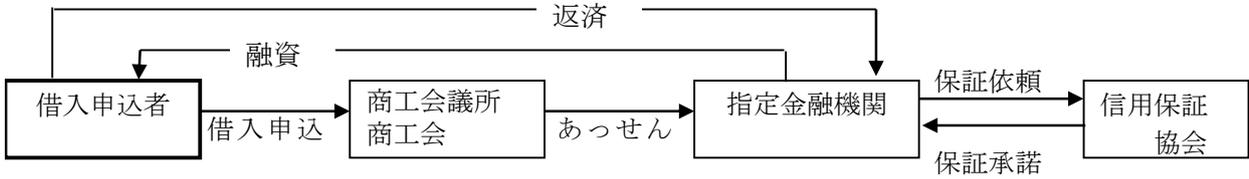
資金名	長期経営安定資金
融資対象	県内に事業所を有し、現に事業を営む者で、次のいずれかに該当する者。 (1) 中小企業者 (2) 共同事業を行う組合 (3) 中小企業者である組合員に転貸する組合
資金用途	事業資金（借換資金も含む）
融資限度額	1億円以内 （組合転貸の場合は、1組合員あたり1億円以内）
融資利率	融資期間5年以内 1.50% 融資期間5年超10年以内 1.80%（設備資金は1.60%）
保証料率	0.25%～1.77% （ただし、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合、1.85%以内となることがある。） （ただし、法人の場合、一定の要件を満たしたうえで、①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと、又は②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではないことのいずれかに該当し、保証人の保証を提供しないことを希望する者は、所定の保証料に0.25%（2つの財務要件を満たした場合）、又は0.45%（2つの財務要件のいずれか一つを満たした場合）を上乗せすることにより、経営者保証の提供を不要とすることができる。）
融資期間	10年以内（据置期間2年以内）
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要。 ただし、法人については、一定の場合徴求しないことができる。
受付機関	指定金融機関、商工会議所・商工会、中央会（組合関係）
必要書類	1 信用保証委託申込書（信用保証委託契約書一式） 2 納税証明書 3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの） 4 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 5 許認可を必要とする業種にあっては、その許認可証の写し 6 設備の設置等の設備資金の申込にあっては、見積書及び図面 7 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 8 個人情報の提供に関する同意書 9 決算書、納税申告書等の写し 10 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、経営者保証を提供しない場合は、事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 11 その他必要と認める書類 [NPO法人の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類] 事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、 年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込
借入申込



2 商工会議所・商工会申込



※ 組合関係

